

## ■ 一般目標 (GIO)

わが国の医療の現場では、各種の資格を有する医療従事者が、患者のためにそれぞれの専門性を活かしながら有機的に協力し、かつ、各種の医療制度の下に医療サービスを提供している。これらの裏付けとなる法的な制度について、将来、医療チームの一員となった時に不足がないよう十分に範囲を拡げて理解する。

## ■ 到達目標 (SBOs)

- ・わが国の医療制度の概要を説明できる。
- ・医療法について説明できる。
- ・歯科医師法について説明できる。
- ・歯科衛生士法について説明できる。
- ・歯科技工士法について説明できる。
- ・歯科医療と関わる医療職種の制度・業務について説明できる。
- ・地域保健に関する法令について説明できる。
- ・歯科口腔保健法について説明できる。
- ・薬事関係法令について説明できる。
- ・その他の衛生関連法令について説明できる。
- ・社会保障制度の全体像を説明できる。
- ・社会保険制度の仕組みを説明できる。
- ・医療保健制度の詳細を説明できる。
- ・介護保健制度の仕組みと内容を説明できる。
- ・公的年金、雇用保険、労働者災害補償保険の概要を説明できる。
- ・社会福祉制度の全体像を説明できる。
- ・生活保護制度の内容を説明できる。
- ・児童家庭福祉と児童虐待防止について説明できる。
- ・障害者福祉、高齢者福祉の制度について説明できる。
- ・国民の医療の動向の概要を説明できる。
- ・国民医療費の詳細について説明できる。

■教科書：1 歯科衛生学シリーズ 保健・医療・福祉の制度 (医歯薬出版)

2 プリント配布

■参考書：1 スタンダード社会歯科学 第8版 (学建書院)

■授業時間：水曜日 9:00～10:50

■オフィスアワー：上原 任 月曜日 17:00～18:00 (uehara.tamotsu@nihon-u.ac.jp)

■授業の方法：プリント、教科書をもとに講義を中心とした授業である。

■準備学習・各回講義項目と学修目的・到達目標についての予習(30分)と復準備学習時間：習(60分)を行うこと。

■成績評価方法：定期試験（100％）で評価する。

■注意事項：教科書1は授業時間中・準備学習中を問わず随時参照すること。参考書1は準備学習中に活用すること。

■実務経験：上原 任：日本大学歯学部附属歯科病院，その他の医療機関での臨床経験に基づき，実診療と各種法制度との関係について，学修する機会を提供する。

■予定表

| 授業日・担当者                | 講義項目  | 学修目的・到達目標   |
|------------------------|---|---|
| 第1・2回<br>10月2日<br>上原 任 | 1. わが国の医療制度<br>1)保健・医療・福祉の制度を学ぶ目的<br>2)歯科衛生士の専門性<br>3)法律・制度の優劣関係<br>4)わが国の医療制度の概要<br>5)医療法<br>(1)沿革と目的<br>(2)医療提供の理念と医療提供体制<br>(3)医療に関する選択の支援<br>(4)医療機関の広告規制<br>(5)医療の安全の確保<br>(6)医療事故調査制度<br>(7)医療機関における安全管理体制<br>(教1)pp. 1-9 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・保健・医療・福祉に関する制度を知っておかなければならない理由を説明できる。</li> <li>・歯科衛生士が専門とする業務を説明できる。</li> <li>・法令の優先関係を説明できる。</li> <li>・法律について説明できる。</li> <li>・政令について説明できる。</li> <li>・省令について説明できる。</li> <li>・条例について説明できる。</li> <li>・わが国の医療制度の特徴を説明できる。</li> <li>・医療法制定の経過を説明できる。</li> <li>・医療法における医療提供の理念を説明できる。</li> <li>・医療法における選択の支援のために国・地方公共団体による業務について説明できる。</li> <li>・医療機関の広告規制について説明できる。</li> <li>・医療の安全の確保のための国の責務について説明できる。</li> <li>・医療の安全の確保のための都道府県と保健所設置市の責務について説明できる。</li> <li>・医療事故調査制度について説明できる。</li> <li>・医療機関における安全管理体制の概要を説明できる。</li> <li>・医療機関における院内感染対策について説明できる。</li> <li>・医療機関における医薬品に係る</li> </ul> |

| 授業日・担当者                         | 講義項目  | 学修目的・到達目標  |
|---------------------------------|---|--|
|                                 |   | <p>安全管理について説明できる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・医療機関における医療機器に係る安全管理について説明できる。</li> <li>・医療機関における診療放射線に係る完全管理について説明できる。</li> <li>・医療機関における高難度新規医療技術等に係る安全管理について説明できる。</li> </ul>  |
| <p>第3・4回<br/>10月9日<br/>上原 任</p> | <p>1. わが国の医療制度<br/>5) 医療法<br/>(8) 病院・診療所・助産所<br/>a. 病院と診療所<br/>b. 開設・管理<br/>c. 院内掲示<br/>d. 監督, 立入<br/>(9) 医療計画<br/>(10) 医療法人<br/>6) 歯科医師法<br/>(1) 歯科医師法の概要<br/>(2) 歯科医業<br/>(3) 歯科医師の免許<br/>(4) 欠格事由<br/>(5) 行政処分と再教育研修<br/>(6) 歯科医師の義務<br/>a. 応招の義務<br/>b. 診断書交付の義務<br/>c. 無診察治療の禁止<br/>d. 処方せんの交付義務<br/>e. 療養上の指導の義務<br/>f. 診療録の記載・保存の義務<br/>g. 臨床研修の義務・研修専念義務<br/>h. 現状届<br/>i. その他の義務<br/>(7) 氏名の公表<br/>(教1) pp. 9-20</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・病院とは何か説明できる。</li> <li>・診療所とは何か説明できる。</li> <li>・病院・診療所の開設について説明できる。</li> <li>・病院・診療所の管理について説明できる。</li> <li>・院内掲示について説明できる。</li> <li>・医療機関の監督について説明できる。</li> <li>・立入検査について説明できる。</li> <li>・医療提供体制の基本方針について説明できる。</li> <li>・医療計画について説明できる。</li> <li>・医療法人制度について説明できる。</li> <li>・歯科医師法の制定の経過を説明できる。</li> <li>・歯科医師法の目的を説明できる。</li> <li>・歯科医業とは何か説明できる。</li> <li>・歯科医師の業務独占について説明できる。</li> <li>・歯科医師の名称独占について説明できる。</li> <li>・歯科医師免許制度について説明できる。</li> <li>・歯科医師免許に関する欠格事由を説明できる。</li> <li>・歯科医師法上の行政処分について説明できる。</li> </ul> |

| 授業日・担当者                          | 講義項目   | 学修目的・到達目標   |
|----------------------------------|--|---|
|                                  |  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 歯科医師法上の再教育研修について説明できる。</li> <li>・ 応招の義務について説明できる。</li> <li>・ 診断書交付義務について説明できる。</li> <li>・ 無診察治療の禁止について説明できる。</li> <li>・ 処方せんの交付義務について説明できる。</li> <li>・ 療養上の指導の義務について説明できる。</li> <li>・ 診療録の記載・保存義務について説明できる。</li> <li>・ 臨床研修の義務・研修専念義務について説明できる。</li> <li>・ 現状届について説明できる。</li> <li>・ 歯科医師法以外に規定される義務について説明できる。</li> <li>・ 歯科医師の氏名の公表について説明できる。</li> </ul> |
| <p>第5・6回<br/>10月16日<br/>小方彩乃</p> | <p>1. わが国の医療制度<br/>7) 歯科衛生士法<br/>(1) 歯科衛生士法の制定と歯科予防処置<br/>(2) 歯科診療の補助行為の追加<br/>(3) 修業年限2年へ<br/>(4) 歯科保健指導の追加と国家資格へ<br/>(5) 修業年限3年へ<br/>(6) 歯科衛生士法の目的<br/>(7) 歯科衛生士の定義<br/>(8) 歯科衛生士の業務「歯科予防処置」<br/>(9) 歯科衛生士の業務「歯科診療の補助」<br/>(10) 歯科衛生士の業務「歯科保健指導」<br/>(11) 歯科衛生士免許の</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 歯科衛生士法の制定当初の業務について説明できる。</li> <li>・ 歯科診療の補助行為の追加について説明できる。</li> <li>・ 修業年限2年への延長について説明できる。</li> <li>・ 歯科保健指導の追加について説明できる。</li> <li>・ 修業年限3年への延長について説明できる。</li> <li>・ 現行の歯科衛生士法の目的について説明できる。</li> <li>・ 法律上の歯科衛生士の定義を説明できる。</li> <li>・ 「歯科予防処置」について説明できる。</li> <li>・ 「歯科診療の補助」について説明できる。</li> <li>・ 歯科診療の補助の範囲について</li> </ul>                             |

| 授業日・担当者                 | 講義項目   | 学修目的・到達目標   |
|-------------------------|--|---|
|                         | 申請<br>(12) 歯科衛生士名簿<br>(13) 歯科衛生士名簿の登録<br>(14) 免許証の交付・名簿の訂正・免許証の書換え<br>交付申請<br>(教1)pp. 20-37  | 説明できる。<br>・絶対的歯科医行為と相対的歯科医行為について説明できる。<br>・歯科診療の補助と診療放射線の照射について説明できる。<br>・「歯科保健指導」について説明できる。<br>・国家試験合格と免許申請について説明できる。<br>・歯科衛生士名簿と登録事項について説明できる。<br>・名簿の訂正について説明できる。<br>・免許証の書換え申請について説明できる。   |
| 第7・8回<br>10月23日<br>小方彩乃 | 1. わが国の医療制度<br>7) 歯科衛生士法<br>(15) 登録の抹消申請<br>(16) 免許証の再交付申請<br>(17) 登録免許税・手数料<br>(18) 業務従事届出の義務<br>(19) 相対的欠格事由<br>(20) 免許の取消し・業務停止・再免許<br>(21) 指定登録機関・指定試験機関<br>(22) 歯科衛生士国家試験<br>(23) 歯科衛生士国家試験の受験資格・受験手続き<br>(24) その他の業務上の義務<br>a. 主治の歯科医師・医師の指示<br>b. 保健所長の指示<br>c. 歯科医療関係者との連携 | ・登録の抹消申請について説明できる。<br>・免許証の再交付申請について説明できる。<br>・登録免許税と手数料について説明できる。<br>・業務従事者届について説明できる。<br>・歯科衛生士免許の相対的欠格事由について説明できる。<br>・歯科衛生士免許の取り消し・業務停止・再免許について説明できる。<br>・指定登録機関について説明できる。<br>・指定試験機関について説明できる。<br>・歯科衛生士国家試験の受験資格・受験手続きについて説明できる。<br>・主治の歯科医師・医師の指示について説明できる。<br>・保健所長の指示について説明できる。<br>・秘密保持義務とその除外規定に |

| 授業日・担当者                  | 講義項目   | 学修目的・到達目標   |
|--------------------------|--|---|
|                          | d. 秘密保持義務<br>e. 業務記録の作成・保存<br>(教1)pp. 37-52  | ついて説明できる。<br>・業務記録の作成と保存について説明できる。  |
| 第9・10回<br>10月30日<br>上原 任 | 1. わが国の医療制度<br>8) 歯科技工法<br>(1) 歯科技工士法の目的<br>(2) 歯科技工と歯科医業<br>(3) 歯科技工士免許<br>(4) 欠格事由<br>(5) 歯科技工士の業務<br>(6) 歯科技工指示書<br>(7) 禁止行為<br>9) 歯科技工所<br>(1) 開設<br>(2) 管理<br>(3) 設備構造基準<br>(4) 広告の制限<br>(5) 歯科技工録<br>(教1)pp. 53-57 | ・歯科技工士法の制定経過について説明できる。<br>・歯科技工士法の目的について説明できる。<br>・歯科技工と歯科医業の関係について説明できる。<br>・歯科技工士免許について説明できる。<br>・歯科技工士免許の欠格事由について説明できる。<br>・歯科技工士の業務について説明できる。<br>・歯科技工指示書について説明できる。<br>・歯科技工士の禁止行為について説明できる。<br>・歯科技工所について説明できる。<br>・歯科技工所の開設について説明できる。<br>・歯科技工所の管理について説明できる。<br>・歯科技工所の設備構造基準について説明できる。<br>・歯科技工所の広告の制限について説明できる。<br>・歯科技工録の作成と保存について説明できる。 |
| 第11・12回<br>11月6日<br>上原 任 | 2. まとめ<br>1) 医療法に関するまとめ<br>2) 歯科医師法に関するまとめ<br>3) 歯科衛生士法に関するまとめ<br>4) 歯科技工士法に関するまとめ   | ・医療法の規定の概要を説明できる。<br>・歯科医師法の規定の概要を説明できる。<br>・歯科衛生士法の規定の概要を説明できる。<br>・歯科技工士法の規定の概要を説明できる。<br>・法律上、「歯科診療の補助」を行  |

| 授業日・担当者                                  | 講義項目   | 学修目的・到達目標   |
|--|--|---|
|  | <p>(教1)pp. 1-57</p> <p>3. 医療関係職種</p> <p>1) 歯科医療とかかわる医療関係者</p> <p>(1) 法的に歯科医師の指示で歯科医療の補助を行う医療関係者</p> <p>(2) 保健師助産師看護師法</p> <p>(教1)pp. 58-66</p>                           | <p>う医療関係者について説明できる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 看護師・准看護師の定義・試験・受験資格について説明できる。</li> <li>・ 看護師・准看護師の業務と制限・特定行為について説明できる。</li> <li>・ 保健師の定義・試験・受験資格について説明できる。</li> <li>・ 保健師の業務と制限について説明できる。</li> <li>・ 助産師の定義・試験・受験資格について説明できる。</li> <li>・ 助産師の業務と制限について説明できる。</li> <li>・ チーム医療で連携する職種について説明できる。</li> </ul>  |
| <p>第13・14回</p> <p>11月13日</p> <p>上原 任</p> | <p>3. 医療関係職種</p> <p>1) 歯科医療とかかわる医療関係者</p> <p>(3) 臨床検査技師等に関する法律</p> <p>(4) 診療放射線技師法</p> <p>(5) 言語聴覚士法</p> <p>(6) 薬剤師法</p> <p>(7) その他の医療関係職種に係る法律</p> <p>(教1)pp. 66-77</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 臨床検査技師等に関する法律の目的について説明できる。</li> <li>・ 臨床検査技師の業務について説明できる。</li> <li>・ 臨床検査技師の免許について説明できる。</li> <li>・ 衛生検査所について説明できる。</li> <li>・ 診療放射線技師法の目的について説明できる。</li> <li>・ 診療放射線技師の業務について説明できる。</li> <li>・ 診療放射線技師の免許について説明できる。</li> <li>・ 言語聴覚士法の目的について説明できる。</li> <li>・ 言語聴覚士の業務について説明できる。</li> <li>・ 言語聴覚士の免許について説明できる。</li> <li>・ 薬剤師法の目的について説明できる。</li> <li>・ 薬剤師の業務と制限について説明できる。</li> </ul> |

| 授業日・担当者                            | 講義項目  | 学修目的・到達目標  |
|------------------------------------|---|--|
|                                    |   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・処方せんの保存について説明できる。</li> <li>・理学療法士及び作業療法士法の概要を説明できる。</li> <li>・臨床工学技士法の概要を説明できる。</li> <li>・栄養士法の概要を説明できる。</li> <li>・社会福祉士及び介護福祉士法の概要を説明できる。</li> <li>・視能訓練士法の概要を説明できる。</li> <li>・義肢装具士法の概要を説明できる。</li> <li>・あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師に関する法律の概要を説明できる。</li> <li>・柔道整復師法の概要を説明できる。</li> </ul>  |
| <p>第15・16回<br/>11月20日<br/>上原 任</p> | <p>4. その他の関係法規<br/>1) 地域包括ケアシステム<br/>2) 地域保健に関する法律<br/>(1) 地域保健法<br/>(2) 健康増進法<br/>(3) 母子保健法<br/>(教1) pp. 78-86</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域包括ケアシステムが構築された背景について説明できる。</li> <li>・地域包括ケアシステムの定義について説明できる。</li> <li>・地域包括支援センターについて説明できる。</li> <li>・地域ケア会議について説明できる。</li> <li>・日常生活圏域について説明できる。</li> <li>・地域保健法の概要について説明できる。</li> <li>・地域保健法における市町村・都道府県・国の役割について説明できる。</li> <li>・保健所について説明できる。</li> <li>・市町村保健センターについて説明できる。</li> <li>・健康増進法の目的について説明できる。</li> <li>・健康増進法における国民の責務について説明できる。</li> </ul> |



| 授業日・担当者                            | 講義項目  | 学修目的・到達目標  |
|------------------------------------|---|--|
|                                    |   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・健康増進法における国・地方公共団体の責務について説明できる。</li> <li>・健康増進法における健康増進事業実施者の責務について説明できる。</li> <li>・健康増進法における基本方針・健康増進計画・健康診査について説明できる。</li> <li>・国民健康・栄養調査について説明できる。</li> <li>・食事摂取基準について説明できる。</li> <li>・保健指導・検診について説明できる。</li> <li>・受動喫煙の防止について説明できる。</li> <li>・食品の特別用途表示について説明できる。</li> <li>・母子保健法の目的について説明できる。</li> <li>・母子保健法における用語の定義について説明できる。</li> <li>・母子保健の向上に関する措置について説明できる。</li> </ul> |
| <p>第17・18回<br/>11月27日<br/>上原 任</p> | <p>4. その他の関係法規<br/>2) 地域保健に関する法律<br/>(4) 学校保健安全法<br/>(5) 労働安全衛生法<br/>(6) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(精神保健福祉法)<br/>3) 歯科口腔保健の推進に関する法律(歯科口腔保健法)<br/>(教1)pp. 86-92</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校保健安全法の目的について説明できる。</li> <li>・学校保健安全法における用語の定義について説明できる。</li> <li>・学校保健の管理と運営について説明できる。</li> <li>・学校保健安全法における健康相談、健康診断について説明できる。</li> <li>・感染症の予防について説明できる。</li> <li>・学校医・学校歯科医、学校薬剤師について説明できる。</li> <li>・学校安全について説明できる。</li> <li>・労働安全衛生法の目的について</li> </ul>  |

| 授業日・担当者 | 講義項目 | 学修目的・到達目標  |
|---------|------|--|
|         |      | <p>説明できる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・労働安全衛生法における用語の定義について説明できる。</li> <li>・労働安全衛生法における安全衛生管理体制について説明できる。</li> <li>・労働安全衛生法における健康障害を防止するための措置について説明できる。</li> <li>・労働安全衛生法における健康の保持増進のための措置について説明できる。</li> <li>・精神保健福祉法の目的について説明できる。</li> <li>・精神保健福祉法における用語の定義について説明できる。</li> <li>・精神保健福祉センター・精神保健指定医について説明できる。</li> <li>・精神科病院・精神科救急医療の確保について説明できる。</li> <li>・精神保健福祉法における医療および保護について説明できる。</li> <li>・歯科口腔保健法の目的について説明できる。</li> <li>・歯科口腔保健法の基本理念について説明できる。</li> <li>・歯科口腔保健法における国・地方公共団体の責務について説明できる。</li> <li>・歯科口腔保健法における歯科医療・保健指導に従事する者の責務について説明できる。</li> <li>・歯科口腔保健法における国民の健康の保持増進のために必要な事業を行う者の責務について説明できる。</li> <li>・歯科口腔保健法における国民の責務について説明できる。</li> <li>・歯科口腔保健法による施策について説明できる。</li> </ul> |

| 授業日・担当者                           | 講義項目  | 学修目的・到達目標   |
|-----------------------------------|---|---|
|                                   |   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 口腔保健支援センターについて説明できる。</li> </ul>  |
| <p>第19・20回<br/>12月4日<br/>上原 任</p> | <p>4. その他の関係法規<br/>4) 薬事に関連する法規<br/>(1) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性に関する法律(医薬品医療機器等法)<br/>(2) その他の薬事衛生法規<br/>a. 麻薬及び向精神薬取締法<br/>b. 大麻取締法<br/>c. あへん法<br/>d. 覚せい剤取締法<br/>5) その他の衛生法規<br/>(1) 食品衛生法<br/>(2) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃棄物処理法)<br/>(教1) pp. 92-99, 102-103</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 医薬品医療機器等法の目的について説明できる。</li> <li>・ 医薬品医療機器等法における用語の定義について説明できる。</li> <li>・ 医薬品、医療機器等の製造販売の承認について説明できる。</li> <li>・ 治験について説明できる。</li> <li>・ 医薬品の区分と販売について説明できる。</li> <li>・ 毒薬、劇薬の取扱いについて説明できる。</li> <li>・ 薬局の開設と管理について説明できる。</li> <li>・ 副作用などの報告について説明できる。</li> <li>・ 毒物及び劇物取締法との関係について説明できる。</li> <li>・ 医薬品などの広告について説明できる。</li> <li>・ 麻薬及び向精神薬取締法の目的について説明できる。</li> <li>・ 麻薬の医療上の使用について説明できる。</li> <li>・ 麻薬施用者・麻薬管理者の免許について説明できる。</li> <li>・ 麻薬の取扱いについて説明できる。</li> <li>・ 大麻の定義について説明できる。</li> <li>・ 大麻取締法による規制内容について説明できる。</li> <li>・ あへん法の目的について説明できる。</li> <li>・ あへん法による規制内容について説明できる。</li> <li>・ 覚せい剤取締法の目的について説明できる。</li> <li>・ 覚せい剤の医療上の使用について</li> </ul> |

| 授業日・担当者                                 | 講義項目  | 学修目的・到達目標  |
|---|---|--|
|   |   | <p>て説明できる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 食品衛生法の目的について説明できる。</li> <li>・ 食品衛生法における国・都道府県等の責務について説明できる。</li> <li>・ 食品衛生法における用語の定義について説明できる。</li> <li>・ 食品および添加物の基準と表示について説明できる。</li> <li>・ 食中毒の届出などについて説明できる。</li> <li>・ 廃棄物処理法の目的について説明できる。</li> <li>・ 廃棄物処理法における用語の定義について説明できる。</li> <li>・ 廃棄物の処理について説明できる。</li> <li>・ 特別管理産業廃棄物管理責任者について説明できる。</li> </ul>                                   |
| <p>第 21・22 回<br/>12 月 11 日<br/>上原 任</p> | <p>4. その他の関係法規<br/>5) その他の衛生法規<br/>(3) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(感染症法)<br/>(4) 予防接種法<br/>(5) 検疫法<br/>(教 1) pp. 100-101<br/>5. 社会保障制度<br/>1) 社会保障制度とは<br/>2) 保険とは<br/>3) 社会保険制度とは<br/>(1) 医療保険制度<br/>a. 医療制度改革<br/>b. 医療保険制度の種類<br/>(教 1) pp. 104-110</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 感染症法の目的について説明できる。</li> <li>・ 感染症法における用語の定義について説明できる。</li> <li>・ 感染症法における基本指針などについて説明できる。</li> <li>・ 感染症に関する情報収集と公表について説明できる。</li> <li>・ 感染症法におけるその他の規定について説明できる。</li> <li>・ 予防接種法の目的について説明できる。</li> <li>・ 予防接種法における予防接種の種類などについて説明できる。</li> <li>・ 予防接種法における A 類疾患と B 類疾患について説明できる。</li> <li>・ 予防接種法における健康被害の救済措置について説明できる。</li> <li>・ 検疫法の目的について説明できる。</li> </ul> |

| 授業日・担当者                        | 講義項目   | 学修目的・到達目標   |
|--------------------------------|--|---|
|                                |  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 検疫法の対象となる感染症について説明できる。</li> <li>・ 検疫によって発見された患者に対する措置について説明できる。</li> <li>・ 社会保障制度とは何か説明できる。</li> <li>・ 保険システムについて説明できる。</li> <li>・ 社会保険制度とは何か説明できる。</li> <li>・ 医療保険制度の全体像について説明できる。</li> <li>・ 医療保険制度の種類について説明できる。</li> </ul>  |
| 第 23・24 回<br>12 月 18 日<br>上原 任 | 5. 社会保障制度<br>3) 社会保険制度とは<br>(1) 医療保険制度<br>c. 医療保険制度の仕組み<br>d. 審査支払機関<br>e. 高齢者の医療の確保に関する法律<br>(2) 介護保険制度<br>a. 制度の概要<br>b. 保険給付を受けるために必要な手続き<br>c. 保険給付と介護報酬<br>d. 費用負担の仕組み<br>e. 口腔関連の介護サービス<br>f. 介護予防の導入と改編<br>g. 地域包括ケアシステム<br>h. 今後の課題<br>(教 1) pp. 110-123 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 医療保険制度の仕組みについて説明できる。</li> <li>・ 審査支払機関について説明できる。</li> <li>・ 高齢者の医療の確保に関する法律と後期高齢者医療制度について説明できる。</li> <li>・ 介護保険制度の概要について説明できる。</li> <li>・ 介護保険制度で給付を受けるための手続きについて説明できる。</li> <li>・ 保険給付について説明できる。</li> <li>・ 介護給付の費用負担について説明できる。</li> <li>・ 口腔関連の介護サービスについて説明できる。</li> <li>・ 介護予防の概念について説明できる。</li> <li>・ 地域包括ケアシステムについて説明できる。</li> <li>・ 介護に関する今後の課題について説明できる。</li> </ul> |
| 第 25・26 回<br>1 月 8 日<br>上原 任   | 5. 社会保障制度<br>3) 社会保険とは<br>(3) 年金保険   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 年金制度の概要について説明できる。</li> <li>・ 公的な年金制度について説明できる。</li> </ul>  |

| 授業日・担当者                  | 講義項目  | 学修目的・到達目標   |
|--------------------------|---|---|
|                          | a. 制度の概要<br>b. 公的年金制度の特徴<br>c. 年金の給付<br>(4) 労働法規と労働保険制度<br>a. 労働基準法<br>b. 雇用保険制度<br>c. 労働者災害補償保険制度<br>d. 労災給付<br>4) 社会福祉制度<br>(1) 社会福祉行政<br>a. 社会福祉制度の考え方<br>b. 国・地方公共団体の福祉行政組織<br>(教1)pp. 123-130  | きる。<br>・年金給付について説明できる。<br>・労働基準法の概要について説明できる。<br>・雇用保険制度の概要について説明できる。<br>・労働者災害補償保険制度の概要について説明できる。<br>・労災給付について説明できる。<br>・社会福祉制度における基本的な考え方について説明できる。<br>・国・地方公共団体の福祉行政を管轄する組織について説明できる。  |
| 第27・28回<br>1月15日<br>上原 任 | 5. 社会保障制度<br>4) 社会福祉制度<br>(2) 生活保護の制度と法規<br>a. 生活保護の原理・原則<br>b. 医療扶助と介護扶助<br>(3) 児童と家庭の福祉制度と法規<br>a. 児童家庭福祉<br>b. 児童福祉法<br>c. 児童虐待の防止等に関する法律<br>d. 主な児童福祉関係行政機関の活動<br>(4) 障害者の福祉制度と法律<br>a. 障害者基本法<br>b. 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律と自立支援医療<br>c. 障害を理由とする差別の解消の推進に関する | ・生活保護法の概要について説明できる。<br>・生活保護制度の原理・原則について説明できる。<br>・生活保護制度の医療扶助・介護扶助について説明できる。<br>・児童と家庭の福祉制度の全体像について説明できる。<br>・児童家庭福祉について説明できる。<br>・児童福祉法の概要について説明できる。<br>・児童虐待の防止等に関する法律の概要について説明できる。<br>・児童虐待の防止のために求められる行動について説明できる。<br>・児童福祉関係行政機関の活動について説明できる。<br>・障害者の福祉制度の全体像について説明できる。<br>・障害者基本法の概要について説明できる。<br>・障害者の日常生活及び社会生活 |

| 授業日・担当者                             | 講義項目   | 学修目的・到達目標   |
|-------------------------------------|--|---|
|                                     | <p>る法律<br/> d. 障害者の虐待の防止，<br/> 障害者の養護者に対する<br/> 支援に関する法律<br/> (5) 高齢者の福祉制度と<br/> 法律<br/> a. 老人福祉法<br/> b. 高齢者虐待の防止，高<br/> 齢者の養護者に対する<br/> 支援等に関する法律<br/> (教1)pp. 130-142</p>   | <p>を総合的に支援するための法律<br/> の概要について説明できる。<br/> ・ 自立支援医療について説明でき<br/> る。<br/> ・ 障害を理由とする差別の解消の<br/> 推進に関する法律の概要につい<br/> て説明できる。<br/> ・ 障害者の虐待の防止，障害者の<br/> 養護者に対する支援に関する法<br/> 律の概要について説明できる。<br/> ・ 高齢者の福祉制度の全体像につ<br/> いて説明できる。<br/> ・ 老人福祉法の概要について説明<br/> できる。<br/> ・ 高齢者虐待の防止，高齢者の養<br/> 護者に対する支援等に関する法<br/> 律の概要について説明できる。</p>   |
| <p>第29・30回<br/> 1月22日<br/> 上原 任</p> | <p>6. 医療の動向<br/> 1) 国民の健康状態と受<br/> 療状況<br/> (1) 国民の健康状態<br/> (2) 受療状況<br/> 2) 医療施設<br/> 3) 医療従事者<br/> 4) 国民医療費<br/> (1) 国民医療費の範囲<br/> (2) 国民医療費の状況<br/> (3) 制度区分別国民医療<br/> 費<br/> (4) 財源別国民医療費<br/> (5) 診療種別国民医療<br/> 費<br/> (6) 年齢階級別国民医療<br/> 費<br/> (7) 歯科診療医療費の推<br/> 移<br/> (教1)pp. 143-152<br/> 7. 医療・保健・福祉の<br/> 制度のまとめ<br/> 1) 医療の制度のまとめ</p> | <p>・ 国民の健康状態について統計資<br/> 料に基づいて説明できる。<br/> ・ 受療状況について統計資料に基<br/> づいて説明できる。<br/> ・ 医療施設について統計資料に基<br/> づいて説明できる。<br/> ・ 医療従事者について統計資料に<br/> 基づいて説明できる。<br/> ・ 公表されている統計資料に基づ<br/> いて国民医療費の範囲を説明で<br/> きる。<br/> ・ 公表されている統計資料に基づ<br/> いて国民医療費の状況を説明で<br/> きる。<br/> ・ 公表されている統計資料に基づ<br/> いて制度区分別国民医療費を説<br/> 明できる。<br/> ・ 公表されている統計資料に基づ<br/> いて財源別国民医療費を説明で<br/> きる。<br/> ・ 公表されている統計資料に基づ<br/> いて診療種別国民医療費を説<br/> 明できる。</p> |

| 授業日・担当者 | 講義項目  | 学修目的・到達目標   |
|---------|---|---|
|         | 2)保健の制度のまとめ<br>3)福祉の制度のまとめ<br>(教1)pp. 1-152 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・公表されている統計資料に基づいて年齢階級別国民医療費を説明できる。</li> <li>・公表されている統計資料に基づいて歯科診療医療費の推移を説明できる。</li> <li>・わが国の医療制度の概要を説明できる。</li> <li>・わが国の保健制度の概要を説明できる。</li> <li>・わが国の福祉制度の概要を説明できる。</li> </ul> |